

会 議 開 催 案 内 (一部非公開)

令和3年度第2回岩手県建築審査会を次のとおり開催します。

なお、この会議は一部を非公開とします。

公開部分の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。

令和3年6月23日

岩手県建築審査会

記

1 開催日時

令和3年6月30日(水) 午前10時30分から

2 開催場所

岩手県庁 12階 特別会議室(盛岡市内丸10番1号)

3 議事

(1) 諮問事項

建築基準法第3条第1項第4号の規定による建築物の認定について(陸前高田市)

(2) 報告事項

「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」により許可をなした案件について

4 公開・非公開区分

議事(1)については、岩手県建築審査会の公開・非公開の基準等について(平成13年7月6日審査会決定)1(3)地方公共団体の案件に該当することから公開とします。議事(2)については、同基準1(1)個人の案件に該当することから非公開とします。

5 傍聴定員

5名

6 傍聴手続き

(1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻5分前までに会場へお越しください。

(2) 受付時間は、会議当日の午前10時00分から午前10時25分までです。

(3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますのでご了承ください。

7 問い合わせ先

盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎8階

岩手県県土整備部建築住宅課建築指導担当 TEL 019-629-5935

傍 聴 要 領

岩手県建築審査会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。